

令和 5 年 4 月 18 日

陳 述 書

東京地方裁判所民事第 3 4 部合議甲 B 係 御中

警視庁

1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）で勤務していた当時、捜査主任官として、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）、大川原正明氏（以下「大川原氏」といいます。）、相嶋静夫氏（以下「亡相嶋氏」といいます。）及び島田順司氏（以下「島田氏」といい、3名を併せて「大川原氏ら3名」といいます。）に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）につき、捜査全般の指揮を行いましたので、当時の捜査の経緯についてお話しします。

なお、本件事件の対象となった貨物は、RL-5型という噴霧乾燥器（以下「RL-5」といいます。）と、L-8i型という噴霧乾燥器（以下「L-8i」といいます。）です。

2 捜査の経緯について

本件事件の捜査は平成29年5月頃から開始しました。

本件事件は、RL-5及びL-8iそれぞれが、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）に該当するかという点について捜査を行うこととし、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー、大学教授等の有識者からの聴取結果等を基に方針を検討し、大学教授に依頼して本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌（腸管出血性大腸菌やペスト菌等）のうち一種類以上の細菌が死滅する温度・時間を測定する実験を行った上で、RL-5及びL-8iそれぞれが当該温度・時間を維持できるか否かを明らかにする実験を実施することで、RL-5及びL-8i

が「定置した状態で内部の殺菌をすることができる」かどうかを明らかにすることとしました。具体的な捜査の経緯は以下のとおりです。

(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取

私たちは、平成29年5月11日から平成30年2月5日までの間、噴霧乾燥器の性能等について確認するため、国内における噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから聴取を行ったところ、複数の企業から、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有している旨、空運転（液体等を噴霧せず、電気ヒーターを使用して乾燥室に熱風を送り込む運転のことです。）すれば機器内部に熱風が行き渡る旨を聴取しました。

また、商業ベースでは、噴霧乾燥器内部の洗浄を行わずに殺菌を行っているユーザーはなかったものの、内部の洗浄はコンタミという製品の混入を防止するのが目的であり、洗浄をするかしないかにかかわらず空運転による噴霧乾燥器内部の殺菌は可能である旨を述べた企業（XXXXXXXXXX株式会社）もありました。なお、令和元年12月5日には、XXXXXXXXXX株式会社からも、内部の洗浄はコンタミ防止であり、殺菌ということだけを目的とすれば洗浄は必要なく、装置内部に粉が残った状態でも熱風をかければ大腸菌等の一般菌は死滅する旨を聴取しました。

そして、噴霧乾燥器の熱風により機器内部を殺菌できるとして、実際に経済産業大臣の輸出許可を受けている企業（XXXXXXXXXX株式会社）もありました。

私は、これら噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取結果の報告を受け、RL-5及びL-8iは、各企業が商業として使用するのであれば洗浄をしてから殺菌をしているのであろうが、軍事転用可能な貨物か否かの判断に際して、商業ベースの工程を考慮する必要はなく、飽くまで噴霧乾燥器の性能によって本件要件ハに該当するかを判断すべきと考えました。

(2) 有識者等からの聴取等

私たちは、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌の特性や本件要件ハの「殺菌」の意義について捜査するため、平成29年5月18日から同年12月22日までの間、大学教授等の有識者から聴取を行いました。

その結果、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌はいずれも非常に感染力や毒性が強く、噴霧乾燥器により粉体化した場合には生物兵器に該当すること、これらの細菌のうち腸管出血性大腸菌とペスト菌が熱に弱い特性があること、「殺菌」とは、これらの細菌のうち特定の細菌を死滅させることであること、大腸菌やペスト菌等の芽胞を形成しない細菌であれば、噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が残った状態で

空運転をしたとしても、100度程度の乾熱であれば、細菌に熱が行き渡り死滅することが判明しました。

また、私たちは、**〇〇〇**大学**〇〇〇**教授（以下「**〇〇〇**教授」といいます。）及び**〇〇〇**大学**〇〇〇**名誉教授から、殺菌に関して、特定の細菌が死滅する温度・時間を測定する実験を行った上、RL-5及びL-8iが当該温度・時間を維持できるか否かを明らかにする実験が最も適切な証明方法であるとの聴取結果を得ました。

私たちは、食品等の粉末を製造する噴霧乾燥器に大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことについて噴霧乾燥器所有者の実験協力を得られないことを考慮し、以上の捜査結果を踏まえて、大腸菌等の特定の細菌が死滅する温度・時間を測定する実験を行った上で、RL-5及びL-8iそれぞれが当該温度・時間を維持できるか否かを明らかにする実験を行い、これらの実験結果により、同機器の本件要件ハ該当性を判断することとしました。

(3) 細菌の耐熱性実験

私たちは、**〇〇〇**大学大学院**〇〇〇**准教授（以下「**〇〇〇**准教授」といいます。）及び**〇〇〇**教授に対し、特定の細菌が死滅する温度・時間を測定する実験を依頼しました。

〇〇〇准教授は、腸管出血性大腸菌血清型O157について、2回実験を行っており、平成29年11月22日の1回目の実験では100度・60分間の乾熱、平成30年5月17日の2回目の実験では90度・120分間の乾熱によって、同菌が死滅することを明らかにしました。この際、**〇〇〇**准教授は、いずれの実験においても、噴霧乾燥器で粉末菌を製造すると熱に対する抵抗力が強くなる菌が出てくることを想定して乾燥させた菌を使用しました。

〇〇〇教授は、平成30年2月4日及び7日、芽胞を形成するウェルシュ菌と、芽胞を形成しない大腸菌について、110度・2時間、120度・2時間の乾熱によって、いずれの菌も死滅することを明らかにしました。

なお、私たちは、O157以上に病原性・毒性が強く、生物兵器やテロに使用されることが懸念されている上、O157よりも熱に弱い可能性のあるペスト菌について、乾熱実験ができないかを検討していたところ、警察庁の科学警察研究所においてペスト菌及び野兔病菌の乾熱実験を行うことが可能であることが判明したため、**〇〇〇**准教授及び**〇〇〇**教授による実験が終わった後の平成31年3月15日、同研究所において実験を行ってもらい、いずれの菌も75度以上1時間の乾熱によって死

滅することが判明しました。

(4) RL-5及びL-8 i と同型器を用いた温度測定実験

私たちは、まず、RL-5 と同型器を用いた温度測定実験を行うこととし、
株式会社という噴霧乾燥器の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行
うエンジニアリング会社から、噴霧乾燥器で粉体を作る際に温度が必要となる場所は
乾燥室内だけであり、乾燥室以降の過程においては温度を上げる装置がないため、噴
霧乾燥器末端の排風機後が温度が低くなる旨を聴取していたことから、私の指揮の下、
平成29年12月27日、上記同型器の排風機直後の排気口の温度を測定した結
果、110度以上を2時間超維持することが判明しました。

しかし、その後、私たちは、株式会社から、排風機後のほか、熱
風が上昇する特性があることを考えると、サイクロンの下部(回収容器との接合部分)
が低温になる可能性があり、理論上の考えであるが、温度測定するのであれば、「装
置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接合部
分」を測定すれば、装置内で最低温となる箇所が特定できるはずである旨を聴取した
ことから、平成30年3月22日、上記同型器の排気口、サイクロン、バグフィルタ
を中心に合計10箇所の温度を測定した結果、バグフィルタの下部が最低温となる箇
所であることが判明し、さらに、同年7月11日の温度測定実験により、バグフィル
タ下部において、110度以上を5時間超維持することが判明しました。

また、私たちは、バグフィルタの設置がないL-8 iについては、
株式会社から、装置内部で最低温となる箇所は「装置末端の排風機後にあるダクト」
又は「サイクロンの下部」である旨を聴取したことから、令和元年5月9日、この2
箇所の温度測定実験を行ったところ、いずれの箇所も110度以上を3時間30分以
上持続することが判明しました。

(5) 経済産業省への照会及び回答等

私たちは、以上の捜査結果等を基に、経済産業省に対して、平成30年8月3日
にRL-5、令和元年7月26日にL-8 iにつき、それぞれ輸出規制対象貨物に
該当するか否かの照会を行ったところ、いずれも該当すると思われる旨の回答を得
ました。

なお、RL-5及びL-8 iを運転時、作業者が細菌に曝露しないような構造と
なっていることが規制要件であるかについて、経済産業省は、噴霧乾燥器運転時に
曝露しない構造となっていることは規制要件ではないと解釈していました。

(6) 原告会社社員の取調べ等

私たちは、捜索差押許可状の発付を得て、原告会社の関係各所の捜索差押えを実施した後、平成30年12月11日から令和2年1月24日までの間、原告会社社員等の取調べを実施したところ、エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、原告会社製の噴霧乾燥器は、電気ヒーターの熱風が内部に行き渡る構造になっており、殺菌できる性能を有している旨、内部で温度が低くなる箇所はバグフィルタの下部や排風機である旨を供述していたため、これらの供述は、XXXXXXXXXX株式会社からの聴取結果や温度測定実験結果と合致していると認められました。

(7) 大川原氏ら3名の取調べ等

私たちは、平成30年12月11日から令和2年2月26日までの間、大川原氏ら3名の任意の取調べを行ったところ、大川原氏は、「殺菌」は「高度な殺菌」のことと思いついていたため通常の噴霧乾燥器が規制に該当すると思わなかったと供述する一方、規制文を素直に見れば通常の噴霧乾燥器も規制対象となると思ったと供述し、亡相嶋氏は、原告会社の噴霧乾燥器が規制に該当してしまうと思い、大川原氏、島田氏及び自身で話し合った際、輸出許可申請をした方がよいのではないかという話になるも、大川原氏が全器非該当で行く方針を決定したなどと供述し、さらに、島田氏は、RL-5について乾熱により殺菌できるものとして規制要件に該当すると判定しなければならなかったのに、大川原氏ら3名で非該当とする方針を決めたなどと供述するなど、各人が犯意や共謀に関して曖昧な供述をしていました。

また、原告会社は、外事一課員による社員の取調べに対して、社員に供述内容等を逐一報告させるなどしており、組織的な証拠隠滅のおそれがあると認めました。

(8) 大川原氏ら3名の逮捕等

私たちは、捜査の結果を踏まえ、大川原氏ら3名には、本件事件に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があり、罪証隠滅のおそれがあると判断し、同人らを本件事件により通常逮捕しました。

その後、私たちは、本件事件を検察官に送致する手続を行い、同事件は起訴されました。

(9) 本件事件の起訴後の経緯

本件事件が起訴された後、検察官から、原告会社側がRL-5及びL-8iの乾燥室内の測定口という箇所の温度が低くなるとの温度測定実験の結果を示してきたとの連絡がありました。

私自身、それまで、R L - 5 及び L - 8 i は、乾燥室上部から電気ヒーターを使用して熱風を送り込む装置であった上、これまでの捜査結果から、直接熱風が送り込まれる乾燥室内で温度が低くなる箇所があるとは思いませんでした。

また、私が R L - 5 の温度測定実験に立ち会った際に所有者からそのような指摘を受けたり、温度測定実験に立ち会った外事一課員からも、原告会社側が指摘してきた乾燥室内の測定口という箇所の温度が低くなるのではないかとといった報告を受けたりした記憶もありません。

(10) 捜査メモについて

私たちは、各種捜査を行った際に、聴取者が必要に応じてメモを作成していますが、メモは、報告書等を作成する際の備忘として活用するために作成しているものであり、また、聴取した場合に必ず作成させるようにしているものでもないため、送致しませんでした。